



ペット・ふれあい用として家畜を飼養する皆様へ



家畜の病気を予防するため、家畜を飼養するときは、家畜伝染病予防法に基づき下記の事項を守りましょう。
 これらの事項は、自らの家畜だけでなく、地域の家畜を伝染病から守るためにも必要な事項です。
 神奈川県では約5万頭の豚、約9000頭の牛、約101万羽の鶏が飼養されています。
 彼らのいのちを病気から守るために、ご協力をお願いします。



飼養衛生管理基準を守りましょう

家畜伝染病予防法では、家畜を伝染病から守る上で最低限守るべき基準「飼養衛生管理基準」を定めています。左下のコードから内容をご確認いただき、引き続き適切な衛生管理をお願いします。

また、年に1回は飼養衛生管理基準の自己点検を行ってください。



飼養衛生管理者を選任しましょう

家畜の所有者の方は、衛生管理の責任者として「飼養衛生管理者」を選任しその氏名・連絡先(メールアドレスを含む)を定期報告に記載してください。

飼養衛生管理者は、普段から飼養施設を管理されている方であれば、家畜の所有者本人でも差し支えありません。



定期報告を提出しましょう

家畜の所有者の方は、毎年、飼養している家畜の頭羽数や衛生管理の状況(2月1日時点)を「定期報告」として管轄の家畜保健衛生所に報告してください。家きん※裏面参照は毎年6月15日、その他の家畜は毎年4月15日が報告の期限となります。

なお、チェックシート及び飼養衛生管理マニュアル等の添付書類は、小規模飼養者※裏面参照以外の方のみ提出が必要です。



飼養衛生管理マニュアルを作成しましょう

各施設に応じた方法で飼養衛生管理基準を守り、家畜を管理する人の中で手順を共有するため、具体的な飼養管理の作業手順を記載したマニュアルを作成することが義務付けられました。

県HP上では、農林水産省が作成したマニュアル例を公開しています。



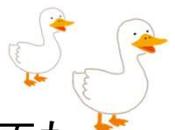
問合せ先

神奈川県環境農政局農水産部畜産課
 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
 TEL 045-210-4518



神奈川県畜産課ホームページ
 「家畜を飼養する方へ」へのリンクです。
 様式などはこちらからご覧ください。

★定期報告はこちらへ
 県央家畜保健衛生所
 〒243-0417 海老名市本郷3658
 TEL 046-238-9111
 湘南家畜保健衛生所
 〒259-1215 平塚市寺田縄345
 TEL 0463-58-0152



裏面も
 ご覧ください



さらにくわしく

Q. なぜこのような制度になったのでしょうか。

これまでも、口蹄疫のような重大な家畜の伝染病の発生により、多くの家畜のいのちが失われています。令和2年7月、周辺国からの病気の侵入リスクの高まりや、国内での豚熱の発生を受けて、家畜伝染病予防法(家畜の伝染病の発生を予防し、まん延を防止するための法律)が改正され、家畜の所有者、国や県がそれぞれ家畜の病気の予防のために取り組むべき対策が強化されました。

Q. 「家畜」と「小規模飼養者」の定義を教えてください。

このパンフレットの「家畜」とは、家畜伝染病予防法で飼養衛生管理基準が定められた次の動物種を指します。また、小規模飼養者は、家畜の飼養者のうち、()内の頭羽数を飼養する方を指します。

- ・牛・水牛・馬(1頭)
 - ・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし(6頭未満)
 - ・鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥(100羽未満)
 - ・だちょう、エミュー(10羽未満)
- } 家きん

Q. 飼養衛生管理者にはどのような人を選べばいいですか？

飼養衛生管理者は、家畜の所有者が選任する、家畜の飼養衛生管理の責任者です。

衛生管理の手順や、飼養衛生管理基準や家畜衛生の情報等を把握し、他にも家畜の管理に携わる人がいる場合には、必要な情報を周知・教育します。

特別な資格は必要なく、所有者本人でも差し支えありません。ただし、家畜の所有者が法人の代表者などの場合は、施設にほとんど出入りされない方ではなく、普段から施設を管理している方としてください。

Q. 飼養衛生管理基準の概要を教えてください。

飼養衛生管理基準とは、家畜を病気から守る上で守らなければならない、衛生管理のポイントです。

衛生管理区域(飼育小屋や家畜の運動場などを含む、病原体から守るべき区域)を設定し、そこに出入りするもの(人や物品、野生動物)を把握し、出入りの際に必要な消毒を行ったり、必要ないものが侵入しないようにすることで、病原体の侵入や拡散を防止することが基本的な考え方です。

この他、日頃から衛生管理区域内をきれいに保つこと、家畜の病気について情報収集すること、記録を作成することなども盛り込まれています。

Q. ペットとして飼養する場合にも、家畜伝染病予防法を守る必要があるのはなぜですか？

用途が異なっても、動物種が同じであれば基本的にかかる病気は同じです。

ペットやふれあいのために飼養されている家畜も、病気をやりとりしてしまう可能性のある、畜産農家や野生動物、海外との接点をつくらぬよう、飼養衛生管理基準を守って日常の世話をを行う必要があります。

飼養衛生管理基準を守るやり方は、必ずしもひとつではなく、規模に応じた対応で差し支えありません。例えば、畜産農家には出入りする車を消毒するための機械がありますが、幼稚園などで、家畜を飼っている区域に車が侵入しない場合にはこうした設備は必要ありません。一方で、家畜にえさをあげる前後には手を洗って消毒するなど、外部から病原体を持ち込まない施設それぞれのやり方をご検討ください。

また、鳥インフルエンザ等、人間に感染する可能性が否定できない病気があるという面においても、万が一病気が発生した場合に備え、飼養衛生管理基準に基づく記録を作成しておくことが必要です。

なお、定期報告は、重要な病気が近隣で発生した時などに、飼養衛生管理者に対する情報提供や必要な措置を行うため、どこにどのくらい家畜がいるかを把握する目的で実施しています。

Q. 家畜保健衛生所とは？

県が設置する、家畜を病気から守るための指導や検査を獣医師(家畜防疫員)が行っている施設です。詳しくは、おもてのコードからホームページをご覧ください。



ここまで読んでいただきありがとうございました！